

入札説明書

令和7年度シカ等林業被害緊急対策に係る有害鳥獣捕獲等事業（熊毛流域）の入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日：令和8年1月19日

2. 競争入札に付する事業の概要

- (1) 事業名 令和7年度シカ等林業被害緊急対策に係る有害鳥獣捕獲等事業（熊毛流域）
- (2) 事業内容 「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」及び「シカ等林業被害緊急対策に係る有害鳥獣捕獲等事業特記仕様書」のとおり
- (3) 事業場所 鹿児島県熊毛郡屋久島町大字永田平瀬国有林9林班外
- (4) 履行期間 契約締結の日の翌日から令和8年7月31日（金）まで

3. 入札参加資格

入札公告のとおりとする。

4. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び確認資料を提出し、分任支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、3(3)に掲げる全省庁統一の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書及び確認資料を提出することができる。この場合において、3(1)から(2)及び(5)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、入札の時において3(3)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、入札締め切りの時までに3(3)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを分任支出負担行為担当官等に示さなければならない。

なお、3(9)の①(ウ)及び②(ウ)、(10)に掲げる事項についての確認資料を委託契約書第6条に定める事業計画提出時までに提出する場合においては、別途提出する旨を明記した書面を併せて提出しなければならない。

期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書及び確認資料の提出は、(2)②の受付場所に持参、又は郵送で提出すること。

(2) 申請書及び確認資料の提出等

①受付期間

令和8年1月20日（火）から令和8年2月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

②受付場所

〒891-4311

鹿児島県熊毛郡屋久島町安房166-5

屋久島森林管理署 総務グループ

電話 0997-46-2111

メールアドレス：E-mail：ky_yakushima@maff.go.jp

③提出部数：1部

④提出方法

申請書及び確認資料は、入札説明書に示す様式により、電子調達システムを用いてPDFファイル形式により提出すること。ただし、承諾を得て紙入札による場合、上記イの場所に代表者又はそれに代わる者が持参するか、郵送（郵便書留に限る）もしくは、電子メールにより提出すること。なお、郵送の場合は期限内必着とし、電子メールの場合は上記②に示すメールアドレスに送信し、提出した旨を電話により通知すること。

(3) (2) の期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は分任支出負担行為担当官が競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加することができない。なお、競争参加資格の有無については、令和8年2月12日（木）までに競争参加希望者へ電子調達システムまたは書面により通知するが、通知期日を経過しても書面が到達しない場合には、競争参加希望者は令和8年2月16日（月）までに提出先に確認をとること。なお、競争参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(4) 競争参加確認申請書は次に従い作成し、必要な書類を添えて提出すること。

①確認申請書（別紙様式1）

②全省庁統一資格の資格確認申請書の写しを提出すること。

③法人としての捕獲事業の実績

法人としての捕獲事業の実績は、別紙様式2に記載すること。実績として記載した捕獲事業等の契約書等、事業内容が確認できる書類の写しを添付すること。

④事業管理責任者の資格等

事業管理責任者に必要な資格等は、別紙様式3に記載する。資格、免許等については写しを添付すること。

⑤捕獲従事者

捕獲従事者に必要な資格等は、別紙様式4に記載する。資格、免許等については写しを添付すること。

⑥損害賠償保険等（損害賠償保険・従事者傷害保険）及び社会保険等（健康保険・年金保険・雇用保険）の加入状況

配置予定の捕獲従事者及び作業従事者の損害賠償保険等及び社会保険等の加入状況は別紙様式5に記載する。損害賠償保険等及び社会保険等いずれも加入の内容が確認できる書類を添付すること。

⑦「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」に沿った作業安全対策への取組状況

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」に沿った作業安全対策への取組状況について、「作業安全規範（個別規範）チェックシート（林業個別事業者向け）」（別紙様式6）に記入すること。個別規範の内容に係る詳細については、「作業安全規範（個別規範）解説資料（林業個別事業者向け）」を必要に応じて参照のこと。

(5) 申請書等及び確認資料作成のための説明会

申請書等及び確認資料作成のための説明会については実施しない。

(6) 競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時まで期間に、競争参加資格が

あると認めた者が指名停止を受けた場合、当該者は競争参加資格がないものとする。

(7) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては実施しない。

(8) その他

①申請書等及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

ただし、配置予定の事業管理責任者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

5. 入札手続等

(1) 担当部局

〒891-4311

鹿児島県熊毛郡安房166-5

屋久島森林管理署 総務グループ

電話 0997-46-2111

メールアドレス：E-mail：ky_yakushima@maff.go.jp

(2) 入札説明資料の配付または閲覧の期間及び場所

入札公告のとおりとする。

(3) 入札説明書に対する質問の受付期間及び場所

入札公告のとおりとする。

(4) 質問に対する回答書の閲覧期間及び場所

入札公告のとおりとする。

(5) 現場説明

現場説明は行わない。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

入札公告のとおりとする。

(7) 入札及び開札

①入札は電子調達システムにより行う。なお、承諾を得て紙入札による場合は、入札書は紙により封緘の上、商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載し直接提出しなければならない。ただし、郵便入札を当発注機関が入札公告によって認めた場合のみ書留郵便に限り認める。電話、電子メールその他の方法による入札は認めない。

②入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。

③入札する金額の単位は、日本国通貨による表示に限るものとする。

④入札書の受領期間及び受領最終日時は、入札公告のとおりとする。

⑤承諾を得て紙入札により代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示、並びに当該代理人氏名を記名（外国人の署名を含む。以下同じ。）しておかなければならない。

⑥承諾を得て紙入札による場合の入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「何月何日開札、（入札物件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合（当発注機関が公告又は案内によって書留郵便入札を認めた場合のみ）は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する

場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（入札物件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。

⑦競争参加者、又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

⑧競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

⑨競争参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

⑩分任支出負担行為担当官は、競争参加者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

⑪落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があったときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

⑫競争参加者の入札金額は、契約者購入とされる物品の価格のほか、輸送費、保険料、関税、役務費等の一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

⑬競争参加者は、請負代金又は物品代金の前払金の有無、前払金の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積るものとする。

⑭開札は、電子調達システムにより行うこととし、立会官を立会わせて行う。紙による入札の場合は競争参加者又はその代理人が立会い行うものとする。なお、競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

⑮入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び、上記⑭の立会い職員以外の者は入場することができない。

⑯競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。

⑰競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の「競争参加資格確認通知書」の写しを持参すること。

なお、「競争参加資格確認通知書」の写しを提出しないこと等により、資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。

⑱競争参加者又はその代理人は、分任支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

⑲入札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場から退去される。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合をした者

⑳競争参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。

㉑開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者で、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待

機すること。その他の場合にあっては分任支出負担行為担当官が定める日時において入札をする。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。なお、郵送による入札者については、引き続き再度の入札を行うこととなった場合、参加できないことをあらかじめ了解の上入札を行うこと。

②入札執行回数は原則2回とし、最高でも3回を限度とする。

③競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出書をもってこれに同意したものとする。

6. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

7. 入札の辞退

- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ①入札執行前にあっては、入札辞退届を分任支出負担行為担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - ②入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札担当職員に直接提出して行う。

9. 委託費内訳書の提出

- (1) 入札物件の第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した委託費内訳書を入札書とともに提出すること。なお、委託費内訳書の標準例は、別添1のとおり。
- (2) 提出された委託費内訳書は返却しないものとする。
- (3) 提出された委託費内訳書について、分任支出負担行為担当官が説明を求めることがある。

10. 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び九州森林管理局競争契約入札心得に違反した入札は無効とする。
なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。
- (2) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽またはこれに反する行為が認められた入札は無効とする。

11. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12. 契約書の作成等

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定

した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない）に別途示す契約書（案）により、契約書を取りかわすものとする。

- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、分任支出負担行為担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において分任支出負担行為担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 分任支出負担行為担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (5) 概算払
概算払は行わない。
- (6) 前金払
前金払は行わない

13. 関連情報を入手するための照会窓口

4の(2)の②と同じ。

14. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等及び確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、4(1)の確認資料に記載した配置予定の事業管理責任者及び捕獲従事者を当該事業に配置すること。
- (4) 入札公告に係る発注案件の事業に適用される九州森林管理局競争契約入札心得については、九州森林管理局ホームページの「森林管理局の仕事>事業概要>各種公表事項>入札者注意等>九州森林管理局競争契約入札心得」
(<http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/attach/pdf/index-19.pdf>)、また、各種契約約款については、「森林管理局の仕事>事業概要>各種公表事項>入札者注意等>各種契約約款」
(http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/keiyaku_yakkan/index.html)からダウンロードすることもできる。

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて分任契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。